平成２４年（フ）第１１６号
静岡市葵区三番町８番地の７
債務者　大石　俊江
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月10日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１７２号
神奈川県藤沢市鵠沼桜が岡１丁目14番３―302号
債務者　栗原　　靖
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４１０号
東京都小金井市緑町５丁目16番13号アルカディア101
債務者　古藤美津江
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止の申立て

次の破産事件について、破産者から破産手続廃止の申立てがあった。届出をした破産債権者は、本公告があった日の翌日から２週間以内に、裁判所に対し破産手続廃止の申立てについて意見を述べることができる。

平成２３年（フ）第３８０号
香川県さぬき市寒川町石田西2899番地
破産者　安藤ヒロコ
平成24年６月13日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続終結

平成２２年（フ）第７８号
千葉県白井市復1457番地の３
破産者　市徳流通株式会社
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３８０号
千葉県富里市根木名725番地　渡辺荘Ｄ
破産者　西川　　寛
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３０７号
神奈川県横須賀市日の出町１丁目７番地
破産者　竹花産業株式会社
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２１７号
神奈川県横須賀市公郷町６丁目20番地87
破産者　山崎塗装工業株式会社
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第５４９号
石川県白山市田中町176―１、従前の本店所在地石川県石川郡野々市町稲荷４丁目17番地
破産者　ナガト産業株式会社
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３５３号
岐阜県羽島市竹鼻町丸の内５丁目137番地
破産者　株式会社羽島設備
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２００１号
京都市下京区室町通四條下る鶏鉾町482番地
破産者　アシハラ株式会社
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３４１号
香川県高松市屋島西町2308番地１
破産者　株式会社お手伝いの亀沢
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２２１号
群馬県渋川市石原1262番地　サニーヒル手川Ｂ202
破産者　吉田　勝己
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１３５５号
埼玉県川口市幸町３丁目10番２号東商ビル５
破産者　武蔵建材工業株式会社
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５９４５号
大阪市中央区谷町９丁目２番27号
破産者　株式会社ウィルクリエイト
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５２１号
大阪府枚方市山之上１丁目19番10号
破産者　被相続人亡榊原努相続財産
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４８３号
大阪市東住吉区公園南矢田２丁目１－４
破産者　有限会社アド・ヒロシ
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１号
奈良県吉野郡吉野町大字丹治181番地の３
破産者　有限会社三芳野セメント
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所五條支部